

最高裁判決に基づき、対象となる生活保護利用者への速やかな被害
回復措置を求める意見書

最高裁判決に基づき、対象となる生活保護利用者への速やかな被害回復措置を求める意見書

国は、2013年から2015年にかけて、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準について平均6.5%、最大10%の引下げ（以下「本件引下げ」という。）を行った。

本件引下げについて、全国29都道府県で1,027名の原告が取消しを求めて提訴し、2025年6月27日、最高裁判所においては、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲を逸脱、又はその濫用があり違法であるとして、本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決が下された。法治国家として国は、司法が下した判断に従い、速やかに違法状態を是正し被害を回復しなければならない。

生活保護利用者の多くは高齢者や障がい者、傷病者であり、多くの生活保護利用者が、最低限度を下回る保護費での生活を余儀なくされ、今もなお生存権（憲法第25条）と個人の尊厳（憲法第13条）を侵害された状態にある。一刻も早く、対象となる生活保護利用者への被害回復が求められている。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動するものであり、本件引下げに伴いこれらの諸制度の対象者への影響が生じていることから、影響の調査及び被害の回復も求められている。

厚生労働省は現在、社会保障審議会生活保護基準部会に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置し、検討を行っている。

当審議会での検討を踏まえつつ、減額分の支給、国からの謝罪など、弁護団からの要望や当事者の意見を真摯に受け止め、国民全体が納得できる対応を急ぐべきと考える。

よって国に対し、対象者の被害回復のために以下を求める。

- 1 対象となる生活保護利用者への謝罪
- 2 生活扶助費及び連動する諸制度における減額分の支給

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月29日

様

東京都府中市議会議長

佐藤新悟